

平成26年2月

## 関門航路（早鞆瀬戸地区外1件）整備に伴う 航行安全対策調査専門委員会

### 1 委員会報告書概要

本委員会では、関門航路（西海岸沖及び太刀浦沖）の航路整備に伴う土質調査（西海岸沖のみ）、潜水探査作業及び浚渫工事における航行船舶並びに工事作業船の航行安全対策について調査・検討した。

西海岸沖の整備は、平成27年度から5カ年計画で、同海岸沖の航路内東側を延長約3,700mにわたって整備するものであるが、同海域の最少幅員は約500mと狭く、また航路法線が屈曲していることから航行船舶は潮流の影響を受け横流れしやすい海域であることを踏まえて、提示された施工計画を基に通航船舶と工事・作業中の可航水域の関係等を調査・確認した結果、通航船舶の安全を確保するための主要な対策となる工事作業船の退避等を実施した場合、工事の実行性等に問題があるとの意見が出され、航路の暫定的な拡幅等、通航船舶の可航水域を拡充する措置を講じたうえで施工する計画に見直すことを提言した。

この結果、整備工事中、通航船舶にとって最も可航水域が狭くなるNo.30ブイ以南の航路東側を拡幅して仮航路を設定、工事区域東側に分離通航路を確保したうえで整備する計画として改めて検討を行った。

総合的な安全対策の検討にあたっては、工事の安全管理体制等に加え、工事が区域を分割して段階的に実施されること、通航方法が施工区域によって大きく変わること等から、通航船舶への情報提供及び警戒業務の的確な実施が極めて重要である旨提言した。

### 2 調査等概要

- (1) 調査概要
- (2) 委員会等
- (3) 基礎調査
- (4) 太刀浦沖の航行安全対策検討
- (5) 西海岸沖の航行安全対策検討